


・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<法務>

相続登記の登録免許税の免税措置について

該当する場合は登録免許税を免税

適用対象が拡充されました 

10万円以下



100万円以下

の土地

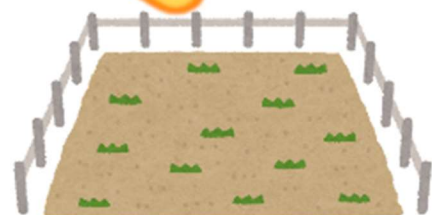
の土地

市街化区域外

で政令で指定された土地



全国の土地 



※内容のご質問等については、TEL 0258-32-3387 担当 司法書士法人 長谷川合同事務所 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。